



昭和二十二年一月二十八日

独立自動車第四大隊第一中隊行動詳報

防衛研修所戦史部



晴

二月十三日 昭南島 兵留不

二 〇八三。青永軍曹以下四名特設自動車中队ニ至

リ該隊ノ輸送業務並ニ教育指導ニ任ス

三 〇九〇。中队ハ依然貨物廠ニ協力各分隊長ノ指

揮ヲ以テ貨車一〇輛ニテ左ノ輸送ニ任ス

(1) 小泉軍曹ハ貨車五輛ヲ以テ西埠頭ニ至リ糧秣馬

糧ヲ全廠本倉庫ニ輸送シ一七三。歸隊ス

(2) 小侯軍曹ハ貨車五輛ヲ以テ西埠頭ニ至リ糧秣ヲ

全埠頭内ニ於テ輸送シ一七四。歸隊ス

〇九三。中队ハ携帶兵器検査ヲ實施ス

一七〇。左ノ獨自四ニ大伴命房ニ二二號受領ス

大隊命令

昭一月十三日

一 第一中队長ハ明十四日別ニ一分隊(三車輛)ヲ率

陸軍病院ノ陣營具輸送ニ協力セシムハシ

輸送ヲ細部ハ該病院官前書長ト協定セシムハシ

① 外出日ニ勤務ノ爲外出ニ得サリニ者ニ對シテ

日トシテ許可スルハキモノ非ス(内ニル)

④ 遊興等ノ目的ヲ以テ許可スルハ誤リトス(内ニ)

⑤ 許可權疑ハシキ者ニシテ許可スル向アルモ證

明書ニハ職名(校長副官廻番司令等)ヲ明示スル

ヲ要ス

名刺ヲ以テ代用シ或ハ時間ヲ明示セサレモ

等アリテ適當ナラス

又 引率外出ニ就テ

引率外出ハ指揮官ノ直接指揮下ニ在リテ行動ス

ハキモノニシテ途中解散シ各個行動セシムルハ

本旨ニ非ス即引率外出ニテ慰安所等ニ至リ遊

興セシムル等ハ適當ナラス

3 公用外出ニ就テ

公用ト認メ難キ用件ニテ公用外出セシムル向

アリテハ公用外出者自ラ公ノ別ヲ誤リ私用ヲ

シテハ公用ト認メ難キ用件ニテ公用外出セシムル向